



バリアフリー 基本構想策定支援セミナー

～バリアフリーに関する取組み促進に向けて～



平成21年3月18日、那覇第二地方合同庁舎1号館大会議室にて、運輸部及び開発建設部の共催により「バリアフリー 基本構想策定支援セミナー」を開催しました。

運輸部

現在、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニークな「バーサルデザイン」の考え方を踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という。平成18年12月20日施行）に基づき、高齢者や障がい者等の方々が社会参加をするために重要な公共交通機関や建築物等についての移動円滑化施策が全国各地で進められているところです。



高嶺豊教授による基調講演

運輸部及び開発建設部では、このたび、市町村によるバリアフリー新法に基づく基本構想策定等の取組を促進するとともに、バリアフリーについての関心・理解を増進することを目的として、地方自治体、公共交通事業者、障がい者団体、高齢者団体等を対象に、「バリアフリー 基本構想策定支援セミナー」を開催しました。今

回のセミナーでは、はじめに、琉球大学法文学部の高嶺豊教授による「権利としてのバリアフリー」と題した基調講演が行われ、米国オレゴン州のバス交通におけるバリアフリー化事情の視察の様子や、米国におけるバリアフリーに関する概念や歴史の説明がありました。次に、当部紺野企画室長か

取組について」と題して、管内のバリアフリー化の状況や、最近の運輸部の取組について説明を行いました。続いて、国土交通省総合政策局安心生活政策課交通バリアフリー政策室の駒形洋介技術企画係長から「バリアフリー新法について」及び「バリアフリー 基本構

取組について」と題して、管内のバリアフリー化の状況や、最近の運輸部の取組について説明を行いました。続いて、国土交通省総合政策局安心生活政策課交通バリアフリー政策室の駒形洋介技術企画係長から「バリアフリー新法について」及び「バリアフリー 基本構



講演を熱心に聴く参加者

今回のセミナーを契機に、管内の市町村、交通事業者、建設業者、障がい者団体等の皆様が、バリアフリー 基本構想及びその策定の必要性について理解を一層深めていただくとともに、バリアフリー化社会の実現に向けた地域における取組を積極的に推進していただくことが期待されます。

